

法曹養成制度改革の現状と課題¹

中 西 一 裕

- I 司法制度改革と新しい法曹養成制度
 - II 法科大学院
 - 1 法科大学院の設置状況
 - 2 カリキュラム、教育方法
 - 3 臨床法学教育
 - 4 厳格な成績評価と修了認定
 - III 司法試験
 - 1 第1回新司法試験の実施
 - 2 新司法試験の合格者数と合格率
 - 3 旧司法試験と司法試験予備試験
 - IV 司法修習
 - V 法科大学院、司法試験、司法修習の連携について
- 【法曹養成関係年表】

I 司法制度改革と新しい法曹養成制度

司法制度改革審議会意見書（2001年6月以下「改革審意見書」という。）に基づき進められた司法制度改革は、2004年11月に司法制度改革推進本部が解散するまでに総合法律支援制度や裁判員制度などの民事及び刑事の多岐にわたる司法制度の大改革を行い、司法制度が国民にとって身近なものとなるよう司法機能の抜本的な充実強化をはかった。

この司法機能の充実強化を支えるものが、法曹人口の大幅増加と法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度である。

法曹人口については、すでに1990年代以降、司法試験合格者を年間500人程度から1000人程度に漸増していたが、2002年3月19日の閣議決定「司法制度改革推進計画」により、同

年には1200人程度、2004年には1500人程度まで増加し、法科大学院制度を導入した後の2010年までには3000人程度にするとされた。

こうした法曹人口大幅増加に対応する法曹養成制度については、従前は司法試験と司法修習の2段階であったものを、司法試験の前段階に法曹専門教育に特化した専門職大学院である法科大学院を新たに創設して、これを「法曹の養成のための中核的な教育機関」として位置づけ、司法試験と司法修習は「法科大学院における教育との有機的連携の下に」行うべきものとした²。従前は司法試験受験という「点」が法曹への唯一の関門として機能し、そのために受験競争激化の弊害や法曹専門教育の不在が指摘されていたが、新しい法曹養成制度は法科大学院での法曹専門教育を中核とした「プロセス」としての法曹養成をその理念としている。

新しい法曹養成制度は2004年4月の法科大学院開校によりスタートしたが、2006年3月には初の法科大学院修了者（2年コースの法学既修者）が出て、同年5月に新司法試験が実施された。そして、同年11月からはその合格者に対する新しい司法修習が開始されている。

以下、新しい法曹養成の各段階について制度の現状と課題を概観する。

1 本稿は法学セミナー2007年3月号の拙稿「法曹養成の現段階」を大幅に加筆・訂正したものである。
2 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第2条

II 法科大学院

1 法科大学院の設置状況

法科大学院は2004年度に68校が、2005年度に6校が開設され、現在74校である（内訳：国立23、公立2、私立49）。入学者は2004年度が5767人、2005年度が5544人、2006年度が5784人となっている（定員は2006年度で5825人）。法科大学院の開設及び定員については、「関係者の自発的創意を基本としつつ、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべきである」³との考え方がとられたが、その結果、現在の法科大学院の入学者は司法制度改革審議会の当初の議論を大幅に上回ることとなった⁴。

法科大学院は3年制（法学未修者コース）を原則とし⁵、さらに入学者の多様性と社会経験を重視して、入学者のうちに法学部以外の出身者または社会人経験者の占める割合が3割以上となるよう努力義務が課せられている⁶。このうち2006年度については、法学既修者2179名（37.7%）に対し同未修者3605名（62.3%）、社会人入学者は合計1925名（33.3%）、法学部出身者以外の入学者は1634名（28.2%）となっており、おおむね努力義務を満たしているといえるが、社会人入学者及び法学部以外の出身者はいずれも減少傾向にある⁷。

法科大学院には公平性、開放性、多様性の

確保のため、全国適正配置、夜間大学院や通信制大学院の整備、奨学金・教育ローン・授業料免除制度等の支援制度が求められている⁸。このうち全国適正配置という点では、北海道から沖縄まで25都道府県に74の法科大学院が設置された。また、社会人のために夜間制のコースを設置をしている法科大学院は8校である⁹。他方、国立で授業料標準額80万4000円、私学で年間100万円～150万円以上となる高額の学費を負担する学生への支援については、日本学生支援機構の奨学金事業の法科大学院分の予算が2006年度で合計129億円（貸与人員7369人 1人最高月額20万円）確保されており、また、私立法科大学院に対する経常費補助として48億円の助成がなされている（同年度）¹⁰。

2 カリキュラム、教育方法

法科大学院のカリキュラムは、①法律基本科目（公法系、民事系、刑事系）、②法律実務基礎科目（法曹倫理、法情報調査、要件事実と事実認定の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップなど）、③基礎法学・隣接科目（基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など）、④展開・先端科目（労働法、経済法、税法、知的財産法、国際取引法、環境法など）の4群に分けられる¹¹。具体的な科目設定は各法科大学院の創意工夫によるが、2005年8月に実施された法科大学院協会のカリキュラム・ア

3 司法制度改革審議会意見書70頁。なお、文部科学省の専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）参照。

4 司法制度改革審議会第7回会議（1999年11月24日）で法科大学院構想について報告を行った青山善充東京大学副学長（当時）は、司法試験合格者3000人のうち「従来型の司法試験」を1割300人程度残して2700人程度が法科大学院修了者とする、合格率7、8割として法科大学院の入学定員は1学年3500～3600人なるのではないかとの試算を示していた。

5 専門職大学院設置基準第18条2項

6 平成15年文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第3条

7 文部科学省「平成18年度法科大学院入学者選抜実施状況の概要」。

8 司法制度改革審議会意見書69頁。

9 大阪学院大学、大宮法科大学院大学、成蹊大学、大東文化大学、桐蔭横浜大学、名城大学、筑波大学、北海学園大学

10 文部科学省HPによる。

11 中央教育審議会答申2002年8月5日「法科大学院の設置基準等について」2(5)

ンケート結果概要¹²によると、法科大学院の修了要件単位数に関する最多回答は、法律基本科目が54～56単位（合計22大学）、実務基礎科目が10～15単位（25大学）、基礎法学・隣接科目が4単位以下（36大学）、展開・先端科目が21単位以上（26大学）となっている。

法科大学院の教育方法は少人数クラスで対話式の双方向・多方向授業を行うことが求められている¹³が、前記のアンケート結果概要によると、法律基本科目（必修科目）の1クラスの人数は1年次で50名以下が47校に対し51名以上が4校であり、2年次ではそれぞれ41校対6校となっており、法律実務基礎科目も必修科目についてはほとんどの法科大学院で法律基本科目との差はないとされている（2005年度）。他方、対話式の双方向・多方向授業についても各法科大学院で導入の努力がなされているが、授業進行のノウハウやとりわけ法学未修者1年次の導入方法等について実践例の蓄積が求められる。

法科大学院の教員については、専任教員のおおむね2割以上は5年以上の実務経験を有する法律実務家で構成されることを求められ¹⁴、多数の弁護士が教員に就任しているほか、現職の裁判官・検察官も派遣教員として就任している¹⁵。

「理論と実務の架橋」という観点からは研究者教員と実務家教員の相互交流と連携が重要になるが、前記のアンケート結果概要によると、研究者教員と実務家教員が同時に出席する科目がある法科大学院が27校、同一科目で異なるクラスを単独で担当する科目がある

ものが15校、授業の担当回数を分けて分担する科目があるものが16校となっている。各法科大学院の実情に応じて工夫がなされているが、後二者については、授業計画の統一や科目担当者間の協議、相互授業参観の活発化などが課題となろう。

3 臨床法学教育

法律実務基礎科目のうち、具体的な事件処理を学生自らが体験する臨床法学教育科目（模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ）は実務への架橋を強く意識した科目群であり、ほとんどの法科大学院が何らかの形でこれらの科目を設置している。また、文部科学省法科大学院形成支援プログラムとして2004年度以降進められている研究プロジェクトの中でも、臨床法学教育を対象として含むものは8以上にのぼっている¹⁶。このうち、法科大学院協会の臨床系実務教育調査研究グループ（京都大学他の共同研究プロジェクト「実務系基礎教育の在り方に関する調査研究」）が2005年1月と2006年8月に実施した全国の法科大学院に対する実態調査では、回答した合計46校について、臨床系科目は全て設置しており（民事系46校、刑事系19校）、クリニックは38校（民事系37校、刑事系6校）、エクスターンシップは41校が実施している¹⁷。また、早稲田大学臨床法学教育研究所が2006年8月に実施した調査によると、クリニックを実施している法科大学院は合計56校であり、そのうちクリニック実施のための法律事務所を有しているのは13校である¹⁸。

12 法科大学院協会のHPに掲載（以下同様）。

13 前掲中教審答申

14 前掲文部科学省告示第2条

15 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（2003年法律第40号）参照。

16 文部科学省 2004年度「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」審査結果について（報告）、2005年度「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」審査結果について（報告）。

17 法科大学院等専門職大学院形成支援経費プログラム「実務基礎教育の在り方に関する調査研究」プロジェクト「臨床系実務教育研究グループ」『法科大学院における臨床系実務教育の現状と課題』（2007年3月）92頁～289頁から集計。

18 早稲田大学臨床法学教育研究所「クリニック全国状況調査（中間報告）」（2006年9月8日）。

臨床法学教育科目のうち、実際の事件処理を学生が体験するクリニック及びエクスターンシップについては、事件当事者や関係者の個人情報等の重要な情報に学生が接するため、これを実施する各法科大学院では参加学生から守秘義務遵守の誓約書を提出させたうえ、人格権侵害に関する損害賠償保険に大学として加入するなどの対応をとっている。しかし、この間、刑事事件の検察官開示記録をクリニックで学生に閲覧させないよう検察側が要求する事例が一部にあり、刑事クリニックやエクスターンシップの実施に懸念を生じさせている¹⁹。この点については、記録閲覧が問題になるのが法科大学院の刑事系カリキュラム一般ではなく、クリニック・エクスターンシップで担当弁護士の指導監督の下に学生を事件処理に関与させる場合に限られること、法科大学院が新しい法曹養成の中核と位置づけられ実務を意識した教育が期待されていることをふまえ、早期解決がはかられるべきである²⁰。

4 厳格な成績評価と修了認定

法科大学院では厳格な成績評価及び修了認定が求められる²¹。これは、法科大学院の修了が司法試験受験資格とされた以上当然のことである。

これに対し、前記の法科大学院協会のカリキュラム・アンケート結果概要では、各年次の必修科目の合格率はいずれも95%以上とする回答がほとんど過半数を越えており、再試

験を含む合格率ではさらにその回答数が増加している。また、2006年3月の初の法科大学院修了者(法学既修者)は入学者2350人中2176人であったが、入学者のうち旧司法試験に合格して退学した92人を除くと、修了認定は96%を越える²²。

この成績評価と修了認定の当否については、2006年度から開始された第三者評価機関による認証評価の結果等を待つ必要があるが、成績評価と修了認定が厳格に行われないときは法曹養成プロセスの中で法科大学院教育の地位が相対的に低下し、司法試験の比重が大きくならざるをえない。

III 司法試験

1 第1回新司法試験の実施

第1回の新司法試験は、2006年5月19、20、22、23日の4日間にわたって実施され、合格発表が同年9月21日に行われた。受験者は2091人(途中欠席4人)、短答式試験合格者1684人、最終合格者1009人であった。

新司法試験は、短答式試験が公法系、民事系、刑事系の3科目、論文式試験がこの3科目に選択科目(倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法〔公法系〕、国際関係法〔私法系〕のうち1科目)を加えた4科目について実施される(司法試験法3条)。旧司法試験管理委員会の新司法試験実施に係る研究調査会の報告(2003年12月11日)を受け、司法試験委員会は2004年11

19 大宮法科大学院大学のさいたま地方検察庁検事正宛「要請書」(2006年9月19日)

<http://www.omiyalaw.ac.jp/blog/archives%20/youseisho.pdf>

第二東京弁護士会法科大学院支援委員会「意見書(法科大学院でクリニックを履修する学生による刑事事件記録の閲覧について)」(2006年12月7日) <http://www.niben.jp/02topics/2006/061207.html>

埼玉弁護士会「会長声明(法科大学院学生の刑事記録閲覧について)」(2007年3月30日)

<http://www.saiban.or.jp/chairman/2007/070330.html>

20 この問題については、高崎秀雄「開示証拠の目的外使用の禁止と法科大学院における教育との関係」(『研修』696号31頁)、村岡啓一「臨床法学教育における刑事事件記録の利用」(『自由と正義』2006年12月号108頁)を参照。

21 司法制度改革審議会意見書67頁。

22 2006年4月4日付朝日新聞記事。なお、2007年度新司法試験の出願者のうち同年度修了見込者数は4325人となっているが、これは2004年度入学未修者及び2005年度入学既修者の合計数5480人の79%にとどまっている。

月にサンプル問題を公表し、翌2005年8月には各法科大学院でプレテスト（模擬試験）を実施して、これら各段階で法科大学院協会や日弁連等から意見・要望の聴取が行われた。その結果、出題内容についてはおおむね法科大学院教育を反映したものであるとの評価が大勢であるが、出題量の多さ、難易度の高さ、短答式試験の合格レベル設定のあり方等につき議論がある²³。

試験情報の開示については、全試験問題はもとより、短答式・論文式ともに各科目別及び合計得点の分布等の試験結果の詳細なデータが法務省のホームページ上で公表され、各受験者には各人の短答式・論文式の各科目別得点、合計得点、順位等の通知が行われた（ただし、論文式試験の成績通知は短答式試験の合格に必要な成績を得た受験者のみ）²⁴。特に、論文式試験各科目の詳細な出題趣旨に加え、司法試験委員会における各科目考査委員のヒアリング記録がホームページ上に公開されたことは出題意図と実際の答案評価を知るうえで重要であり、こうした情報開示の努力が今後も期待される²⁵。

2 新司法試験の合格者数と合格率

新司法試験の合格者数については、前記の閣議決定により2010年までに3000人程度とすることをめざすとされているが、2006年から2009年までの合格者について、司法試験委員会は、2006年の合格者の概数は900人～1100

人程度、2007年にはその2倍程度の人数を一応の目安とするのが適当とし、2008年以降については「今後の法科大学院における教育の実績、受験者の動向等を見定めながら、更に検討することが適切である」との考え方を示している²⁶。

合格率については、司法制度改革審議会意見書は法科大学院修了者の「相当程度（例えば7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう充実した教育を行うべきである」²⁷としたが、2006年度の合格率は48%であり、2007年度以降は受験者の倍増と滞留受験者により単年度の合格率は低下する²⁸。他方、3回の受験回数制限内の合格率については、法科大学院の入学者が現状の年間合計5700人程度とすると、合格者数3000人程度で3回以内に合格する確率は50%以上となるが、後記の予備試験合格による受験者数が増えたとこの合格率は低下することになる。合格水準の検証は今後の課題となるが、前記のとおり法科大学院入学者数（定員数）が予想を大幅に上回ったことが合格率低下の主たる原因であることは明らかである。新司法試験の合格率が低下して旧司法試験のように受験競争が激化すると、臨床法学教育や展開・先端科目群などの受験科目以外のカリキュラムが敬遠され、各法科大学院の創意工夫ある教育の取り組みが困難になるなど、法科大学院教育への悪影響が懸念される。

23 法科大学院協会「新司法試験結果に関するアンケート結果」、日弁連法科大学院センター新司法試験シンポジウム報告（『ロースクール研究』No. 4 183頁）、その他。

24 <http://www.moj.go.jp/SHINGI/SHIHOU/060920-8.pdf>

25 <http://www.moj.go.jp/SHIKEN/SHINSHIHOU/h18-013kekka.pdf>（平成18年度新司法試験論文式試験問題出題趣旨）、<http://www.moj.go.jp/SHINGI/SHIHOU/060920-10.pdf>（新司法試験公法系科目考査委員に対するヒアリングの概要）、<http://www.moj.go.jp/SHINGI/SHIHOU/060920-11.pdf>（同刑事系科目考査委員に対するヒアリングの概要）、<http://www.moj.go.jp/SHINGI/SHIHOU/061005-4.pdf>（同民事系科目考査委員に対するヒアリングの概要）、<http://www.moj.go.jp/SHINGI/SHIHOU/061108-5.pdf>（同選択科目考査委員に対するヒアリングの概要）

26 司法試験委員会「併行実施期間中の新旧司法試験合格者数について」（2005年2月28日）。

27 司法制度改革審議会意見書67頁。

28 2007年度新司法試験の出願者数は5401人であり、合格者数1800人～2200人で合格率33%～41%となることが予想される。

3 旧司法試験と司法試験予備試験

他方、旧司法試験は2010年まで並行実施されるが、その合格者数は2006年は500人～600人程度（実際には549人）、2007年は300人程度を一応の目安とされ、2008年以降はさらに減少する可能性がある²⁹。

旧司法試験終了後の2011年からは、法科大学院を経由しない法曹資格取得の途として、司法試験予備試験が開始されるが、その制度の詳細や合格者数についてはまだほとんど議論がなされていない。司法試験法5条は、予備試験は短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行い、短答式試験は憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目の8科目について、論文式試験はこれらに加え法律実務基礎科目について、口述試験は法律実務基礎科目について行うとしている。予備試験は、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」³⁰との趣旨で導入されたものであるが、受験資格制限が全くないため、現実には上記の者以外に一般学生や法科大学院修了者で司法試験受験回数制限を越えてしまった者が利用することが予想される。したがって、今後の予備試験の制度運用にあたっては、「法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮」³¹し、予備試験が法科大学院を回避する安易な方途とならないようにする必要がある。

なお、内閣府の規制改革・民間開放推進会

議の「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申（平成18年12月25日）」は、法曹人口の拡大等について触れた項目の中で司法試験予備試験についても言及しており、「本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合の検証を踏まえつつ、毎年不断の見直しを行うべきである」³²と述べている。しかしながら、新しい法曹養成制度は、司法試験という「点」のみによる選抜を改め、法科大学院における厳格な成績評価と修了認定を前提にした専門教育プロセスを重視し、これを法曹養成の中核として位置づけたのであるから、こうした専門教育プロセスを経ない予備試験による「バイパスコース」を拡大するのは、新制度の趣旨に反するというべきである³³。

IV 司法修習

新司法試験合格者に対する新しい司法修習は、2006年11月下旬から開始された。新司法修習の期間は合計1年間であり、まず民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の4分野について各2か月ずつの分野別実務修習を実施し、その後、各司法修習生が法律事務所を拠点に実務修習先を選ぶ「選択型実務修習」を2か月間、司法研修所での後期修習を2か月間行う。

法科大学院で要件事実や事実認定の基礎などの実務教育の導入部分が実施されるのをうけて、新司法修習では従前の前期修習が廃止されたが、移行期間の措置として、2006年（新

29 司法試験委員会「併行実施期間中の新旧司法試験合格者数について」（2005年2月28日）。

30 司法制度改革審議会意見書73頁。

31 同上

32 規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日）68頁。

33 規制改革・民間開放推進会議は、第6回規制見直し基準ワーキンググループ会議（2005年7月4日）で配布した文書（「法曹人口の拡大等に関する問題意識」）の中で、司法試験合格者数の目標を「さらに大幅に拡大（例えば9000人程度まで）すべきである」と述べ、あわせて予備試験合格者の本試験合格率について言及していたが、現状の法科大学院定員をはるかに上回るこの合格者9000人という数字は明らかに予備試験合格者の大量合格を前提としたものである。

60期)に限り司法研修所において約1か月の「導入研修」を行った³⁴。

新司法修習は「実務修習を中核」と位置づけるが³⁵、分野別実務修習は従前の各3か月から各2か月に短縮され、かつ、修習生が合計1500人から3000人へと倍増するため、事件の流れを全体的に把握することが困難になるとともに体験できる事件数が不十分になることが予想される。そこで、「4分野の実務修習指導担当者間で連携を密にし、司法修習生の個別体験の内容を充実させる工夫をする」ことなどが課題となっている³⁶。

また、選択型実務修習は「司法修習生各自が、その実情に応じて、主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図ったり、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行ったりする課程」とされ³⁷、法務行政や涉外事件や知的財産権事件に関する「全国プログラム」なども計画されている³⁸が、期間短縮された分野別修習の補充にとどまらない個別修習プログラムの充実が今後の課題となろう。

以上のように、実務修習を中核とした新しい修習を効果的に実施するためにも、法科大学院において実務基礎科目や臨床法学教育等の実務を意識した教育を充実させ、司法修習との連携を強化することが重要となっている。

V 法科大学院、司法試験、司法修習の連携について

Iで述べたとおり、新しい法曹養成制度のもとでは、法曹養成の中核と位置づけられた法科大学院の教育と新司法試験、新司法修習の有機的連携が重要になるが、2006年から新司法試験と新司法修習が開始されたことにより、この連携は現実の課題となった³⁹。

これに関し、法曹三者と法科大学院協会、文部科学省の5者は、2006年5月の新司法試験実施後、法科大学院教育と新司法試験の連携の検証や司法試験予備試験の具体的制度化について事務レベルで意見交換を行っている。今後、上記5者による協議機関が設置されることも予想されるが、新しい法曹養成制度の定着と円滑な運用のために、活発な意見交換と協力が求められる⁴⁰。

34 『ロースクール研究』No.4の林道晴司法研修所事務局長の巻頭言。

35 司法制度改革審議会意見書75頁。

36 最高裁司法修習委員会「議論のとりまとめ」8頁。

37 同上

38 最高裁司法修習委員会第10回配布資料「選択型実務修習のガイドラインの概要について」

39 自由民主党政務調査会司法制度調査会は、2006年12月13日、法曹養成・法曹教育及び資格試験のあり方に関する小委員会の意見のとりまとめとして、「新しい法曹養成制度の理念の実現のために」を発表したが、その中で、文部科学省、法務省、最高裁、日弁連及び法科大学院関係者らが連携して、「総合的かつ統一的に、〔法科大学院・司法試験・司法修習〕それぞれの成績相互の関連性を実証的かつ効果的に検証した上、その検証結果に基づいた改善策を検討し、これを実行する体制を直ちに作るべきである」と提言している。

40 法科大学院協会は5者の連携協議に参加する方針をすでに表明し、委員の人選を含め2006年12月2日の総会でこれを確認している。また、日弁連は同年12月13日、法曹養成制度全体のあり方に関する総合的な視野に立った日弁連全体としての意思決定及び運動を行うために「法曹養成対策総会議」を設置した。

【法曹養成関係年表】

- 1999年 7月 司法制度改革審議会を内閣に設置
- 2001年 6月 司法制度改革審議会が最終意見書を提出
- 12月 司法制度改革推進本部を内閣に設置
- 2002年 3月 司法制度改革推進計画を閣議決定
- 11月 学校教育法の一部改正（法科大学院設置関連）
- 12月 司法試験法及び裁判所法の一部改正（新司法試験関連）
法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律
- 2003年 5月 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律
- 2004年 4月 法科大学院開校（合計68校）
- 11月 司法制度改革推進本部解散
- 12月 裁判所法の一部改正（司法修習生の給費制廃止 施行は2010年11月1日以降）
- 2005年 4月 新たに6校の法科大学院が開校（合計74校）
- 2006年 3月 初の法科大学院修了者（法学既修者2176人）
- 5月 第1回新司法試験実施（受験者2091人）
- 9月 同合格発表（合格者1009人）
- 11月 新60期司法修習開始
- 2006年～ 法科大学院認証評価開始
- 2010年 司法試験合格者3000人（閣議決定の目標）
- 2011年 旧司法試験並行実施期間終了（2011年は口述試験のみ）
第1回司法試験予備試験実施